

平成 29 年 3 月 3 日

各 位

株式会社八十二銀行

### 預金口座からの誤引き落としについて

八十二銀行（頭取 湯本 昭一）において、お客さまの預金口座から給食費を誤って引き落とす事象が発生しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 発生日

平成 29 年 3 月 1 日（水）

#### 2. 誤引き落としの内容

「八十二自動集金サービス」（定額式）（※）による給食費 339 件 1,300,496 円の誤引き落とし  
（※）「八十二自動集金サービス」（定額式）とは、あらかじめ登録された預金口座から定期的に、指定された金額を引き落としし、ご依頼人様の預金口座へ入金するサービスです。

#### 3. 経緯

- (1) 当行稲荷山支店において「八十二自動集金サービス」（定額式）により、給食費の預金口座引き落としを毎月実施している千曲市内の 1 小学校さまから、平成 29 年 3 月分については給食費の口座引き落としを行わない旨のご連絡を同店担当者が受け付けいたしました。
- (2) ご連絡を受け付けた担当者は、当行の預金口座からの引き落とし処理を集中管理している部署に対し、引き落としを停止するための連絡を行わなければならなかったところ、これを失念いたしました。
- (3) その結果、平成 29 年 2 月 1 日に引き落としされたものと同額の金額で、平成 29 年 3 月 1 日も誤って引き落としが行われてしまいました。

#### 4. 対応

本日付で、誤って引き落としした資金をお客さまの預金口座に返金するとともに、お詫びの書面を郵送いたしました。

本件につきましては、小学校さまには何らの落ち度もなく、当行側の過失によるものです。

関係する皆様にご迷惑をお掛けいたしましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、今後同様の事象が発生することのないよう、再発防止に努めてまいります所存です。

以 上